

本宮市農業委員会 平成29年1月総会 議事録

1. 開催日時 平成29年1月17日(月)午後3時00分

2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1番	佐藤 孝昭	2番	渡辺 喜一	3番	渡邊 謙輔
4番	國分 政利	5番	遠藤 政幸	6番	國分 新司
7番	渡邊 孝一	8番	渡邊 平二	9番	伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1番	國分 隆一	3番	遠藤 秀男		
4番	遠藤 俊雄	5番	渡邊 利一		
7番	佐藤 一徳	8番	三瓶 修藏	9番	石橋 広基
10番	三瓶 和彦	11番	渡邊 善幸	12番	鍋島 正則

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員2番 遠藤 栄太郎

5. 遅参委員 農地利用最適化推進委員6番 根本 市徳

6. 職員 事務局長 渡邊 孝江

7. 書記 主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会1月定例会を開会いたします。欠席の通告は推進員2番遠藤栄太郎委員、遅刻は6番根本市徳委員です。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会1月定例会を開会いたします。(時節の事柄)

事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。3番渡邊謙輔委員、4番國分政利委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

渡邊委員 議長

会長伊藤 隆一 渡邊委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました私、渡邊平二です。調査委員は、國分政利委員、渡邊利一委員、渡邊善幸委員です。去る1月10日、12時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第3号、件番8荒井字青田原の転用申請は、

都市計画線引き地域であり、住宅が建てられないことが現地確認後判明致しましたので、件番 8 については不受理としましたので削除願います。申請は、建売り・更地分譲案件が 3 件、コンビニ 1 件、その他の転用申請です。全件とも土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われま。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 12 月定例会で意見を附して福島県知事に進達した許可処分について事務局より報告いたさせます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 12 月定例会で許可適当の意見を付して福島県知事へ進達いたしました、農地法第 5 条 3 件は 1 月 12 日付けで、許可になりました。12 月定例会議案第 53 号件番 2・3 の売買価格について報告致します。件番 2 の*****は総額*****で 1 m²*****円、坪*****円です。件番 3 和田字川内は総額*****で 1 m²*****円、坪*****円です。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

議案第 1 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項を上程します。申請 1 番を上程します。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊委員 議長

会長伊藤 隆一 渡邊委員

渡邊委員 議案第 1 号件番 1 について、1 月 14 日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員と致しました。先月定例会において、設定人農地法第 3 条申請により取得した農地ですが、設定人は農業者年金受給者であるため、使用貸借権設定をする必要があります。後継者は意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 農地利用最適化推進委員の國分隆一委員のご意見はありますか。

國分委員 特にありません。

会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 1 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 1 番は許可とすることに異議ありませんか。

- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 1 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 1 番は許可とすることに決定いたしました。
申請 2 番を上程します。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。
- 渡邊委員 議長
- 会長伊藤 隆一 渡邊委員
- 渡邊委員 議案第 1 号件番 2 について、1 月 14 日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員と致しました。売買による所有権の移転で、法人の農地取得の申請がありました。法人は意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可相当と判断いたしました。
現地調査の報告と致します。
- 会長伊藤 隆一 農地利用最適化推進委員の國分隆一委員の補足説明はありますか。
- 國分委員 渡邊孝一委員が説明したとおりです。
- 会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 1 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 2 番は許可とすることに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 1 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 2 番は許可とすることに決定いたしました。
次に、議案第 2 号農地の転用制限について農地法第 4 条第 1 項の規定による申請を上程します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)

- 会長伊藤 隆一 議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定いたしました。
議案第 3 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定による申請を上程を致します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
会長伊藤 隆一 局長。
事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
申請 2 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
会長伊藤 隆一 局長。
事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
申請 3 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
会長伊藤 隆一 局長。
事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
申請 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。
会長伊藤 隆一 局長。
事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
申請 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。
会長伊藤 隆一 局長。
事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
申請 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。
会長伊藤 隆一 局長。
事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第3号農地法第5条第1項の規定による申請6番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による申請6番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。申請7番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第3号農地法第5条第1項の規定による申請7番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による申請7番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。申請8番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第3号農地法第5条第1項の規定による申請8番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による申請8番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。申請9番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 9 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 9 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。
次に、議案第 4 号 現況確認証明願いについてを上程します。申請 1 番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
- 会長伊藤 隆一 局長。
(事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。現況確認証明願いについて、議案第 4 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 4 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
次に、申請 2 番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
- 会長伊藤 隆一 局長。
(事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。現況確認証明願いについて、議案第 4 号「現況確認証明願い」の申請 2 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 4 号「現況確認証明願い」の申請 2 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
次に、議案第 5 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 再設定件番 4 を除く 7 件、新規設定 1・2 を除く 1 件の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定件番 4 を除く 7 件、新規設定 1・2 を除く 1 件の議案案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定件番 4 を除く 7 件、新規設定 1・2 を除く 1 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
次に再設定件番 4・新規設定 1 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましても、本農業委員会委員、5 番遠藤政幸委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。
暫時、休議します。
(休議中)
5 番遠藤政幸委員退席
- 会長伊藤 隆一 それでは再開します。再設定件番 4・新規設定 1 番の議案に対する質疑を行います。
質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定」再設定件番 4・新規設定 1 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定件番 4・新規設定 1 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
5 番遠藤政幸委員の復席を求めます。暫時、休議します。
(休議中)
(5 番遠藤政幸委員復席)
- 会長伊藤 隆一 それでは再開します。
次に新規設定件番 2 の議案に対する質疑を行います。
- 会長伊藤 隆一 なお、本件番につきましても、本農業委員会委員、3 番渡邊謙輔委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、

議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。

暫時、休議します。

(休議中)

3 番渡邊謙輔委員退席

会長伊藤 隆一 それでは再開します。新規設定件番 2 の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定」新規設定件番 2 の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定件番 2 の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
3 番渡邊謙輔委員の復席を求めます。

会長伊藤 隆一 暫時、休議します。
(休議中)

(3 番渡邊謙輔委員復席)

会長伊藤 隆一 それでは再開します。
以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上をもちまして、本宮市農業委員会 1 月の定例会を終了いたします。

平成 29 年 1 月 17 日

(閉会午後 3 時 50 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席 3 番委員 渡邊 謙輔

議席 4 番委員 國分 政利